【一般申請者·独立生計者】

必要書類確認表

必要書類を確認の上,不備のないように書類を取り揃えて提出してください。 本学所定の様式(添付様式①~⑪)以外については,所得証明書,在学証明書を除き,写し(コピー)で構いません。

(1)全員提出が必要な書類一覧

必要書類	添付様式		
授業料免除等申請必要書類チェックリスト	添付様式①		
授業料免除願	添付様式②		
家庭調書	添付様式③		
市区町村発行の所得証明書【原本】または非課税証明書【原本】			
・最新の <u>令和6年度(令和5年1月~12月分の所得)</u> のもので、 市民税所得割額の記載 があるもの	_		
・就学者,未就学児,申請者本人を除く 同一生計の家族全員分 (専業主婦,無職,無収入の場合も必要)			

[※]市区町村発行の所得証明書について、市民税所得割額の記載がない場合は、記載があるものの再提出を求めます。

(2)世帯の状況に応じて必要となる書類一覧

【基準日:令和7年4月1日】

(2) 世市の小がに応じて必要となる言葉 見		【坐午日、月旬7千7万1日】
以下に該当する場合		必要書類(●28とある場合は、全て提出が必要です。)
給与所得者 ※パート等の非正規雇用者を含む	令和6年1月以降 勤務先変更なし	令和6年1~12月分 源泉徴収票(写) ・複数ある場合は、 <u>すべての源泉徴収票を提出</u> ・給与の他に、自営業等による収入がある場合は、確定申告書の控 (写)も併せて提出 ※ <u>就学者(申請者本人を含む)のアルバイト収入分は、提出不要</u>
	令和6年1月以降 就職・転職あり	年収入(見込)証明書(添付様式⑦) ・勤務先から証明が受けられない場合は、 <u>最新の給料明細3ヵ月分</u> ・基準日以降の就職予定で、勤務先から証明が受けられない場合は、 雇用契約書等の給与月額がわかるものを提出してください。
事業所得者(自営業, 農業等) その他の所得(保険外交員収入, 配当, 不動産等)がある者		令和6年1~12月分 確定申告書 第一表・第二表 の控(写) ・確定申告をしていない場合は、令和7年度市民税・県民税申告書(写) ・給与所得がある場合は、源泉徴収票も併せて提出 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、今年の所得が昨年の所得よりも減少している場合は、直近3ヵ月分の所得等を示す書類(帳簿、休業や廃業を示す書類)も併せて提出
本人が令和6年度に給付奨学金を受給していた場合		給付奨学金の採用通知書(写) 又は 奨学金受給の通帳(写)
年金受給者(老齡年金,厚生年金,遺族年金,障害年金)		年金振込通知書(写)等 ・複数ある場合は、すべての年金振込通知書を提出
退職者(申請前6ヵ月以内に退職した者) 退職予定者		●退職(予定)証明書 ②退職金支給(予定)額証明書
無職の者(18歳以上65歳未満の者) ※就学者, 専業主婦(令和6年度所得証明書の収入 が0円の者)を除く	雇用保険受給なし	無職の申立書(添付様式④)
	雇用保険受給あり	●無職の申立書(添付様式④)②雇用保険受給資格者証(写)(全ページ)
生活保護を受給している世帯		保護変更決定通知書等(最近1年間分の扶助料がわかるもの)
養育費,親戚等から援助を受けている世帯		通帳の写し 又は 受給についての申立書(様式任意)
母子世帯 又は 父子世帯	児童扶養手当 受給なし	母子・父子世帯の申立書(添付様式⑥)
	児童扶養手当 受給あり	●母子・父子世帯の申立書(添付様式⑥)②児童扶養手当証書(写)(受給額が証明できるもの)
事実上の母子世帯 又は 父子世帯 (離婚を前提とした別居の場合)		●母子・父子世帯の申立書(添付様式⑥)②民生委員による別居の証明 又は 申立書(様式任意)
就学者(高校生以上)(本人を除く) ※令和7年4月1日現在の在学(予定)状況	国立大学・国立高等 専門学校に在学	在学等証明書(添付様式⑤) •国立大学・高専の場合は、必ず添付様式⑤を使用してください。 ※令和7年入学予定者がいる場合は、4月以降にすみやかに提出すること。
	公立・私立学校に 在学	在学証明書【原本】又は 学生証の写し ・在学証明書は各学校の様式で可 ・学生証は, 在学期間(有効期限)の記載があるもの ※令和7年入学予定者がいる場合は, 4月以降にすみやかに提出すること。

以下に該当する場合		必要書類(❶❷❸とある場合は、全て提出が必要です。)
障害者 又は 被爆者 又は 要介護3以上の者		障害者手帳 又は 被爆者健康手帳 又は 認定書の写し
	高額療養費 払戻しなし	長期療養者の負担額証明書(添付様式®)
長期療養中の者(療養期間6ヵ月以上の者) ※6ヵ月以上介護サービスを受けている者を含む		●長期療養者の負担額証明書(添付様式®)②高額療養費の払戻し額を証明するもの
主たる家計支持者が別居している世帯 (単身赴任等同一生計で別居の場合)		●主たる家計支持者の別居(単身赴任等)により必要とする 経費の申立書(添付様式⑨)②領収書(最新6ヵ月分の家賃及び光熱水費)
学資負担者が死亡した世帯 (申請前6ヵ月以内に死亡の場合)		●死亡届 又は 死亡診断書の写し ②退職金, 保険金等の支給額証明書
災害により被災した世帯 (申請前6ヵ月以内に被災の場合)		●罹災(被災)証明書②家屋等の被災額が証明できるもの(領収書, 見積書等)・損害保険金等の支払いがある場合は, 支払い金額がわかるものを併
その他一時的に所得のある者 (申請前6ヵ月以内に受けたもの)		時期・金額が証明できるもの
新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、急変後の 所得がコロナ前の所得と比較し2分の1以下となっている世帯		新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変の申立書 (添付様式®)

■注意事項

- ・令和7年4月1日現在の同一生計の家族の状況について確認し、該当する書類を提出してください。
- ・提出書類は必ず最新のものを提出してください。(※所得証明書は、申請前3ヵ月以内のものを提出してください。)
- ・ <u>源泉徴収票、確定申告書の控、年金振込通知書等の収入に関する証明書は、所得証明書を提出した上で、必ず提出が必要です。</u>
- ・状況に応じて、本項で指定する書類以外に書類の提出を求めることがあります。
- ・一旦提出された書類は返却することはできませんので、あらかじめご了承ください。